

## 令和2年 第3回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年3月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第3回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 令和2年度栗原市農業作業標準賃金について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第13 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第14 議案第 7号 令和2年度栗原市農業委員会事業計画について
- 日程第15 議案第 8号 栗原農業振興地域整備計画の見直しについて

### 1 出席委員 (23名)

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、   | 2番 大黒 昭夫 委員、      |
| 3番 阿部 一信 委員、   | 4番 吉田 優俊 委員、      |
| 5番 岩淵 敬一 委員、   | 6番 佐竹 きみ子 委員、     |
| 7番 狩野 善典 委員、   | 8番 大場 裕之 委員、      |
| 9番 曾根 金雄 委員、   | 10番 千葉 優子 委員、     |
| 11番 鈴木 春江 委員、  | 12番 尾形 陽一郎 委員、    |
| 13番 及川 正一 委員、  | 14番 多田 仁一 委員、     |
| 15番 佐々木 吉司 委員、 | 17番 岩 渕 弘 委員、     |
| 18番 佐々木 弘 委員、  | 19番 佐藤 勝 委員、      |
| 20番 狩野 和義 委員、  | 21番 秋山 憲義 委員、     |
| 22番 米山 嘉彦 委員、  | 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者 |
| 24番 鈴木 康則 会長   |                   |

### 2 欠席委員 (1名)

- 16番 菅原 英俊 委員

### 3 議事に参与した者

事務局長		小野寺	昭 仁
事務局長補佐		阿 部	泰 憲
農地農政係 主幹兼係長		藤	広 実
農地農政係 主 査		千 葉	美 香
農地農政係 主 事		千 葉	和 哉
農地農政係 主 事		菅 原	佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。  
只今から、令和2年 第3回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長

ただいまの出席委員は、22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

欠席・遅刻の通告があります。  
議席番号16番 菅原 英俊 委員から、所要のため欠席する旨の、  
議席番号 5番 岩淵 敬一 委員から、所要のため遅刻する旨の通告があります。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

#### 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号 2番 大黒 昭夫 委員、  
議席番号 4番 吉田 優俊 委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局から報告いたします。

## 事務局長補佐

議案資料に基づき、令和2年2月27日から令和2年3月27日までに実施した事務事業等の報告並びに令和2年3月31日から令和2年4月27日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田15筆 13, 528㎡を、切土及び盛土により区画整理を実施し、現在15筆からなるほ場を2筆に整備し、整備後も水稻を作付けする旨の1案件を説明。

## 議長

次に、去る3月23日、議席番号18番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 小野 大介 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、そ

の結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

### 18番 佐々木 弘 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る3月23日に現地を確認してまいりました。

申請地は、もう既に、15筆の田んぼがきれいな2筆の田んぼになっており、農作業の作業効率も上がるものと確認してまいりましたので、報告いたします。

### 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

### 議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から8番までの8案件、第2区の番号9番から29番までの21案件、第3区の番号30番から32番までの3案件、併せて32案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田2筆 9, 398㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑2筆 640㎡、

番号3番は、一迫地区の畑2筆 1, 333㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、

番号4番は、一迫地区の畑1筆 426㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、一迫地区の田2筆 6, 387㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、一迫地区の田7筆 7, 410㎡、

番号7番は、一迫地区の田2筆 2, 628㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号8番は、一迫地区の田1筆 7, 637㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号9番は、若柳地区の畑1筆 824㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号10番は、若柳地区の田5筆 3, 134 m<sup>2</sup>、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号11番は、若柳地区の田12筆 4, 520 m<sup>2</sup>、

番号12番は、若柳地区の田9筆 5, 674 m<sup>2</sup>、

番号13番は、若柳地区及び志波姫地区の田5筆 3, 751 m<sup>2</sup>、畑3筆 2, 763 m<sup>2</sup>、合計 6, 514 m<sup>2</sup>、

番号14番は、若柳地区の田2筆 4, 686 m<sup>2</sup>、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の4案件、

番号15番は、金成地区の畑1筆 714 m<sup>2</sup>、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号16番は、金成地区の田1筆 1, 034 m<sup>2</sup>、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号17番は、金成地区の田1筆 6, 668 m<sup>2</sup>、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号18番は、金成地区の田1筆 1, 000 m<sup>2</sup>、

番号19番は、金成地区の田10筆 21, 911 m<sup>2</sup>、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号20番は、金成地区の田1筆 112 m<sup>2</sup>、

番号21番は、金成地区の田3筆 3, 378 m<sup>2</sup>、いずれも、贈与のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号22番及び23番は関連で、金成地区の田5筆 4, 463 m<sup>2</sup>、売買のためによる農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号24番は、志波姫地区の田1筆 641 m<sup>2</sup>、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号25番は、志波姫地区の田1筆 646 m<sup>2</sup>、交換のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号26番は、志波姫地区の田4筆 5, 424 m<sup>2</sup>、

番号27番は、志波姫地区の田5筆 5, 962 m<sup>2</sup>、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号28番及び29番は関連で、志波姫地区の田1筆 9, 931 m<sup>2</sup>のうち380 m<sup>2</sup>、公共事業に係る用地買収のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

第3区の番号30番は、栗駒地区の田8筆 21, 773 m<sup>2</sup>、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号31番は、栗駒地区の田1筆 813 m<sup>2</sup>、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号32番は、鶯沢地区の田20筆 21, 363 m<sup>2</sup>、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、32案件を説明報告。

#### 議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

#### 議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から6番までの5案件、第3区の番号7番及び8番の2案件、併せて8案件について、事務局から報告いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田1筆 1, 785㎡、贈与のためによる基盤法の使用貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田23筆 31, 497㎡、

番号3番は、若柳地区の田2筆 9, 999㎡、いずれも、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の2案件、

番号4番は、金成地区の田9筆 19, 688㎡、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田5筆 4, 613㎡、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田1筆 214㎡、贈与のためによる基盤法の使用貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号7番は、栗駒地区の田13筆 13, 885㎡、

番号8番は、栗駒地区の田1筆 4, 090㎡、いずれも、新たな賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の2案件、

以上、8案件を説明報告。

#### 議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

#### 議長（会長）

日程第7、報告第4号 令和2年度栗原市農作業標準賃金について、を報告します。

初めに、栗原市農作業標準賃金内部検討委員会 委員長であります 議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告をいただきます。

## 18番 佐々木 弘 委員

内部検討委員会については、第11回総会で選出された農業委員10人と会長の11人で構成され、第1回内部検討委員会で、委員長に私が、副委員長に岩淵敬一委員が選任され、基本的事項や内容等の検討を行いました。さらに、第2回内部検討委員会で素案について協議を行い、内部検討委員会の案を作成しました。内容については、前年度と同様の考え方で、一部の作業賃金で10月からの消費税値上げにより、10円から200円値上げしたほか、トラクターの排ガス規制などの影響については、今後も検討することといたしました。また、要望が多かった畦畔草刈については、新たに1時間あたりの標準賃金を追加したところであります。

この案について、各地区の受託者や委託者で構成する検討委員会で審議していただき、委員からは、脱穀のハーベスタなどの必要ない項目も入っているのではないかなど、意見や要望がありましたが、今後検討していくということで、内部検討委員会の案で決定しております。

以上、報告を終わります。再開

## 議長（会長）

次に、内容について、事務局から報告いたします。

## 事務局

内容については、佐々木委員長から報告があったとおりであります。乾燥調整などで10円、苗代で20円、耕起、田植え、稲刈りなどで100円から200円の値上がりとなっております。この令和2年度栗原市農作業標準賃金表については、4月1日発行の農業委員会だよりや市のホームページで公表することとしております。

以上であります。

## 議長（会長）

これで、日程第7、報告第4号 令和2年度栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

## 議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から26番までの26案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田9筆 5, 162㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番及び3番は、譲受人が同一人となる市外取得者の案件で、

番号2番は、築館地区の田3筆 2, 676㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、築館地区の田4筆 8, 098㎡、畑3筆 654㎡、合計 8, 752㎡、妻からの経営合理化による所有権移転贈与の1案件、

番号4番は、築館地区の田1筆 642㎡、経営の合理化による所有権移転交換の1案件、

番号5番は、築館地区の田3筆 2, 919㎡、

番号6番は、築館地区の田5筆 11, 477㎡、

番号7番は、築館地区の田2筆 3, 492㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の3案件、

番号8番は、高清水地区の田2筆 6, 442㎡、畑1筆 1, 635㎡、合計 8, 077㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号9番は、高清水地区の田1筆 383㎡、経営の合理化による所有権移転売買の1案件、

番号10番は、高清水地区の田32筆 45, 162㎡、畑 8筆 20, 907㎡、合計 62, 458㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号11番は、一迫地区の畑1筆 426㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号12番は、一迫地区の田1筆 7, 637㎡、

番号13番は、一迫地区の田2筆 1, 030㎡、

番号14番は、一迫地区の田12筆 12, 084㎡、

番号15番は、一迫地区の田1筆 226㎡、

番号16番は、一迫地区の田1筆 423㎡、

番号17番は、一迫地区の田2筆 1, 211㎡、

番号18番は、一迫地区の田1筆 201㎡、

番号19番は、一迫地区の田1筆 1, 073㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の8案件、

番号20番は、一迫地区の田1筆 540㎡、

番号21番は、一迫地区の田1筆 794㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転贈与の2案件、

番号22番は、一迫地区の田4筆 4, 218㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号23番は、瀬峰地区の田2筆 2, 044㎡、市外取得者案件で相手方の要望によ

る所有権移転売買の1案件、

番号24番は、瀬峰地区の田2筆 2, 201㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号25番は、瀬峰地区の田4筆 1, 303㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号26番は、瀬峰地区の田28筆 25, 271㎡、畑9筆 4, 244㎡、合計29, 515㎡、子へ経営を引き継ぐためによる使用貸借権設定の1案件、

以上、26案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、去る3月19日、議席番号20番 狩野 和義 委員、農地利用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 委員及び 佐々木 栄夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

### 佐々木 栄夫 推進委員

議案第1号について、去る3月19日に書類審査及び現地確認を行いました。

1番から26番までの詳細については、事務局から説明があったとおりであり、労力不足等による売買や賃貸借、経営の合理化により交換、農業経営の継承による贈与等となっており、現地も確認しますと、許可にあたっては、特に問題はないものと判断して参りました。

以上、ご審議の程よろしくをお願いします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号27番から51番までの25案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号27番は、若柳地区の田5筆 3, 134㎡、経営規模拡大による所有権

移転売買の1案件、

番号28番は、若柳地区の田5筆 1, 012㎡、

番号29番は、若柳地区の田2筆 3, 090㎡、

番号30番は、若柳地区の田2筆 2, 466㎡、畑 2筆 739㎡、合計 3, 205㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の3案件、

番号31番は、若柳地区の田40筆 39, 562㎡、畑4筆 3, 697㎡、合計 43, 259㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号32番は、若柳地区の田1筆 1, 796㎡、

番号33番は、若柳地区の田5筆 4, 082㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号34番は、若柳地区の田13筆 8, 581㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号35番は、若柳地区の田9筆 17, 564㎡、

番号36番は、若柳地区の田4筆 7, 808㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号37番は、金成地区の田1筆 298㎡、

番号38番は、金成地区の田1筆 6, 668㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号39番は、金成地区の田5筆 4, 151㎡、

番号40番は、金成地区の田20筆 16, 382㎡、畑 3筆 2, 523㎡、合計 18, 905㎡、

番号41番は、金成地区の田4筆 4, 153㎡、

番号42番は、金成地区の田17筆 30, 457㎡、畑 3筆 921㎡、合計 31, 378㎡、

番号43番は、金成地区の田20筆 30, 851㎡、畑 5筆 1, 081㎡、合計 31, 932㎡、いずれも、親からの経営継承による所有権移転贈与の5案件、

番号44番は、金成地区の田5筆 19, 064㎡、祖母からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号45番は、金成地区の田3筆 3, 378㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号46番は、金成地区の田3筆 9, 497㎡、

番号47番は、金成地区の田1筆 599㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号48番は、金成地区の畑 1筆 1, 459㎡、子へ経営継承するためによる使用貸借権設定の1案件、

番号49番は、志波姫地区の田1筆 5, 919㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件

番号50番は、若柳地区及び志波姫地区の田15筆 12, 347㎡、畑 4筆 3, 562㎡、合計 15, 909㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号51番は、志波姫地区の田1筆 646㎡、経営の合理化による所有権移転交換の1案件、

以上、25案件が許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

### 小野 大介 推進委員

去る3月23日に農地法第3条の許可申請について、書類審査を行い慎重審議いたしました。

慎重審議した結果は、特に問題はないとの判断であります。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号52番から62番までの11案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号52番は、栗駒地区の田1筆 107㎡、

番号53番は、栗駒地区の田1筆 813㎡、いずれも、耕作利便のためによる所有権移転売買の2案件、

番号54番は、栗駒地区の田7筆 15, 847㎡、畑4筆 2, 629㎡、合計 18, 476㎡、親からの経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号55番は、栗駒地区の田1筆 70㎡、経営規模拡大による所有権移転贈与の1案件、

番号56番は、栗駒地区の田37筆 48, 513㎡、畑7筆 5, 806㎡、合計54, 319㎡、

番号57番は、栗駒地区の田9筆 8, 676㎡、畑3筆 1, 694㎡、合計10, 370㎡、いずれも、親からの経営継承による所有権移転贈与の2案件、

番号58番は、栗駒地区の田1筆 3, 084㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号59番は、栗駒地区の田36筆 51, 817㎡、畑1筆 700㎡、合計52, 517㎡、子へ経営を引き継ぐためによる使用貸借権設定の1案件、

番号60番は、鶯沢地区の田1筆 344㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号61番は、鶯沢地区の田3筆 2, 434㎡、

番号62番は、鶯沢地区の田19筆 21, 970㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

以上、11案件が許可要件を満たしていることを説明。

#### 議長

次に、去る3月23日、議席番号21番 秋山 憲義 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 東一 委員及び 芳賀 博明 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

#### 佐藤 東一 推進委員

去る3月23日に鶯沢総合支所で、農地法第3条許可について、書類審査を行いました。

52・53番は相手方の要望による売買、54・55・56・57・59・60番は農業後継者等への贈与及び使用貸借、58・61・62番は労力不足による賃貸者でありますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から62番までの62案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から62番までの62案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第2区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田1筆 485㎡をその他業務用地として転用し、太陽光発電設備を設置して自家消費用として使用するものであり、農地区分は、周囲が宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号2番は、平成31年1月11日付けで、農業振興地域整備計画の農振地域から除外となった案件で、志波姫地区の田2筆 2,742㎡のうち555㎡をその他業務用地として転用し、申請者が経営している会社の事業拡大に伴い、既存の資材置場を拡張造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の2分の1を越えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号3番は、もう既に太陽光発電設備が設置されており、県の指導により始末書を提出されている案件で、志波姫地区の田2筆 2,227㎡のうち768㎡をその他業務用地として転用し、太陽光発電設備を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、志波姫総合支所から500mの範囲内にある、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

## 阿部 正一 委員

農地法第4条について、去る3月23日に現地確認を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、番号1番は、申請人の自宅の隣にある転作田の転用、番号2番は、経営規模拡大による既存敷地の拡張、番号3番は、始末書を提出いただいた事後案件、いずれも、許可にあたっては、周囲に与える影響もないことから、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田2筆 409㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、周囲が宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 1,775㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、周囲が山林及び宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田1筆 1,887㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、周囲が山林及び宅地等に囲まれた10ha以下の小集団で、生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 狩野 和義 委員から報告願います。

### 20番 狩野 和義 委員

農地法第5条許可申請について、去る3月19日に現地確認調査を行ってまいりましたので報告します。

番号1番は、所有権移転売買により住宅を新築するものであり、現地を見ますと、周りも宅地化しており、また、申請地も既に測量済みとなっており、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

番号2番は、所有権移転売買により太陽光発電設備を設置するものであり、申請地は、数年前から転作田となっており、かやなどが繁茂しておりましたが、畦畔等により境界もはっきりしておりましたので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

番号3番は、賃貸借権設定により太陽光発電設備を設置するものであり、この申請地も、数年前から転作田となっており、かやなどが繁茂しておりましたが、畦畔等により境界もはっきりしておりましたので、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番及び5番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の畑2筆 404㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅、住宅への進入路及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、概ね300m以内に若柳総合支所が存することから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号5番は、金成地区の田3筆 4,754㎡のうち779㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、鉄塔に送電するためのガントリー基礎工事の現場事務所及び作業ヤードとして使用するものであり、農地区分は、農業振興地域整備計画の農用地区域内にある農地に該当するが、一時転用であるので不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号18番 佐々木 弘 委員から報告願います。

### 18番 佐々木 弘 委員

農地法第5条申請について、去る3月23日に現地確認してまいりました。

番号4番は、所有権売買により住宅、進入路を建築造成するものであり、現地を見ますと、南北には住宅が、東西には畑が存在しておりましたが、畑に与える影響もないものと判断してきました。

番号5番は、賃貸借による工事現場の一時転用で、現地は、道路からの段差もあるように見受けられましたが、工事現場から近い申請地でもあり、特に問題ないものと判断してきました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

#### 議長

ここで、午後 2時45分まで休憩とします。

(休憩 午後 2時33分から2時45分まで)

#### 議長

それでは、休憩をとり、会議を再開します。(午後 2時45分)

日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号6番及び7番の2案件を審議します。

議席番号8番 大場 裕之 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

#### 議長

暫時休憩します。(午後 2時46分) ( 8番 大場 裕之 委員 退席)

#### 議長

会議を再開します。(午後 2時46分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号6番は、築館地区の田5筆 9, 642㎡、  
番号7番は、築館地区の田4筆 4, 029㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である  
旨の2案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。  
それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号6番及び7番の2案件  
は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。  
よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号6番及び7番  
の2案件は、原案を可とすることに決しました。  
なお、その旨、栗原市長に通知します。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号8  
番 大場 裕之 委員の入場を許可します。

## 議長

暫時休憩します。(午後 2時47分)

## 議長

会議を再開します。(午後 2時48分)  
次に、第1区の番号8番の1案件を審議します。  
議席番号6番 佐竹 きみ子 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願いま  
す。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時48分) ( 6番 佐竹 きみ子 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時48分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第1区の番号8番は、築館地区の田1筆 860㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号8番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号8番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員の入場を許可します。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時49分)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時49分)

次に、第2区の番号74番及び76番の2案件を審議します。

議席番号11番 鈴木 春江 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時50分) (11番 鈴木 春江 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時50分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号74番は、若柳地区の田1筆 2,003㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号76番は、若柳地区の田4筆 7,618㎡、畑1筆 288㎡、合計 7,906㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号74番及び76番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号74番及び76番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号11番 鈴木 春江 委員の入場を許可します。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時52分)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時52分)

次に、第2区の番号83番及び84番の2案件を審議します。

議席番号3番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時53分) ( 3番 阿部 一信 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時53分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号83番は、金成地区の田2筆 12,048㎡、  
番号84番は、金成地区の田1筆 1,800㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号83番及び84番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号83番及び84番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

**議長**

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 阿部 一信 委員の入場を許可します。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時54分)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時54分)

次に、第2区の番号86番の1案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

**議長**

暫時休憩します。(午後 2時55分) (19番 佐藤 勝 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後 2時55分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号86番は、金成地区の田26筆 21, 685㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号86番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号86番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

## 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

## 議長

暫時休憩します。(午後 2時56分)

## 議長

会議を再開します。(午後 2時56分)

次に、第3区の番号160番及び169番の2案件を審議します。

議席番号17番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

## 議長

暫時休憩します。(午後 2時57分)(17番 岩渕 弘 委員 退席)

## 議長

会議を再開します。(午後 2時57分)

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号160番は、栗駒地区の田1筆 3,042㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号169番は、栗駒地区の田3筆 3, 485㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号160番及び169番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号160番及び169番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

#### 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩淵 弘 委員の入場を許可します。

#### 議長

暫時休憩します。(午後 2時58分)

#### 議長

会議を再開します。(午後 2時58分)

次に、第1区の番号1番から5番までの5案件、番号9番から65番までの57案件、併せて62案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 5, 014 m<sup>2</sup>、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田3筆 2, 771 m<sup>2</sup>、

番号3番は、築館地区の田2筆 4, 996 m<sup>2</sup>、

番号4番は、築館地区の田2筆 7, 225 m<sup>2</sup>、

番号5番は、築館地区の田3筆 3, 340 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号9番は、高清水地区の田4筆 5, 261 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号10番は、高清水地区の田12筆 47, 617 m<sup>2</sup>、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号11番は、高清水地区の田2筆 8, 895 m<sup>2</sup>、

番号12番は、高清水地区の田7筆 19, 101 m<sup>2</sup>、

番号13番は、高清水地区の田11筆 17, 444 m<sup>2</sup>、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号14番は、一迫地区の田2筆 3, 589 m<sup>2</sup>、畑1筆 26 m<sup>2</sup>、合計 3, 615 m<sup>2</sup>、所有権移転売買である旨の1案件、

番号15番は、一迫地区の田3筆 5, 455 m<sup>2</sup>、

番号16番は、一迫地区の田5筆 5, 966 m<sup>2</sup>、

番号17番は、一迫地区の田1筆 2, 420 m<sup>2</sup>、

番号18番は、一迫地区の田4筆 7, 551 m<sup>2</sup>、

番号19番は、一迫地区の田9筆 15, 571 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号20番は、一迫地区の田2筆 2, 048 m<sup>2</sup>、

番号21番は、一迫地区の田10筆 16, 919 m<sup>2</sup>、いずれも、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号22番は、一迫地区の田1筆 509 m<sup>2</sup>、

番号23番は、一迫地区の田2筆 3, 370 m<sup>2</sup>、

番号24番は、一迫地区の田3筆 4, 300 m<sup>2</sup>、

番号25番は、一迫地区の田1筆 2, 188 m<sup>2</sup>、

番号26番は、一迫地区の田1筆 2, 175 m<sup>2</sup>、

番号27番は、一迫地区の田4筆 4, 736 m<sup>2</sup>、

番号28番は、一迫地区の田2筆 1, 374 m<sup>2</sup>、

番号29番は、一迫地区の田2筆 1, 356 m<sup>2</sup>、

番号30番は、一迫地区の田4筆 4, 708 m<sup>2</sup>、

番号31番は、一迫地区の田2筆 4, 624 m<sup>2</sup>、

番号32番は、一迫地区の田7筆 6, 113 m<sup>2</sup>、

番号33番は、一迫地区の田8筆 12, 047 m<sup>2</sup>、  
 番号34番は、一迫地区の田9筆 12, 146 m<sup>2</sup>、  
 番号35番は、一迫地区の田8筆 12, 678 m<sup>2</sup>、  
 番号36番は、一迫地区の田2筆 7, 038 m<sup>2</sup>、  
 番号37番は、一迫地区の田1筆 1, 603 m<sup>2</sup>、  
 番号38番は、一迫地区の田2筆 7, 865 m<sup>2</sup>、  
 番号39番は、一迫地区の田43筆 22, 589 m<sup>2</sup>、  
 番号40番は、一迫地区の田1筆 876 m<sup>2</sup>、  
 番号41番は、一迫地区の田6筆 10, 729 m<sup>2</sup>、  
 番号42番は、一迫地区の田1筆 394 m<sup>2</sup>、  
 番号43番は、一迫地区の田2筆 2, 819 m<sup>2</sup>、  
 番号44番は、一迫地区の田3筆 4, 853 m<sup>2</sup>、  
 番号45番は、一迫地区の田2筆 4, 049 m<sup>2</sup>、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の24案件、  
 番号46番は、瀬峰地区の田2筆 2, 057 m<sup>2</sup>、  
 番号47番は、瀬峰地区の田2筆 2, 377 m<sup>2</sup>、  
 番号48番は、瀬峰地区の田2筆 4, 717 m<sup>2</sup>、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、  
 番号49番は、瀬峰地区の田4筆 2, 199 m<sup>2</sup>、  
 番号50番は、瀬峰地区の田1筆 967 m<sup>2</sup>、  
 番号51番は、瀬峰地区の田1筆 2, 950 m<sup>2</sup>、  
 番号52番は、瀬峰地区の田11筆 6, 425 m<sup>2</sup>、  
 番号53番は、瀬峰地区の田1筆 4, 257 m<sup>2</sup>、  
 番号54番は、瀬峰地区の田1筆 3, 118 m<sup>2</sup>、  
 番号55番は、瀬峰地区の田1筆 1, 076 m<sup>2</sup>、  
 番号56番は、瀬峰地区の田4筆 10, 127 m<sup>2</sup>、  
 番号57番は、瀬峰地区の田1筆 10, 316 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の9案件、  
 番号58番は、瀬峰地区の田11筆 34, 045 m<sup>2</sup>、  
 番号59番は、瀬峰地区の田4筆 4, 921 m<sup>2</sup>、  
 番号60番は、瀬峰地区の田5筆 14, 357 m<sup>2</sup>、  
 番号61番は、瀬峰地区の田4筆 2, 781 m<sup>2</sup>、  
 番号62番は、瀬峰地区の田9筆 9, 506 m<sup>2</sup>、  
 番号63番は、瀬峰地区の田11筆 13, 695 m<sup>2</sup>、  
 番号64番は、瀬峰地区の田1筆 1, 718 m<sup>2</sup>、  
 番号65番は、瀬峰地区の田1筆 2, 513 m<sup>2</sup>、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の8案件、

以上、62案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号66番から73番までの8案件、番号75番の1案件、番号77番から82番までの6案件、番号85番の1案件、番号87番から126番までの40案件併せて56案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第2区の番号66番は、若柳地区の田1筆 2, 000㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号67番は、若柳地区の田2筆 9, 912㎡、

番号68番は、若柳地区の田4筆 1, 299㎡、

番号69番は、若柳地区の田23筆 31, 497㎡、

番号70番は、若柳地区の田8筆 8, 134㎡、畑2筆 588㎡、合計 8, 722㎡、

番号71番は、若柳地区の田1筆 1, 547㎡、

番号72番は、若柳地区の田2筆 9, 999㎡、

番号73番は、若柳地区の田5筆 2, 164. 72㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号75番は、若柳地区の田8筆 6, 879㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号77番は、若柳地区の田20筆 13, 932㎡、

番号78番は、若柳地区の田31筆 26, 376㎡、畑2筆 1, 647㎡、合計 28, 023㎡、

番号79番は、若柳地区の田1筆 958㎡、

番号80番は、若柳地区の田5筆 1, 982㎡、

番号81番は、若柳地区の田13筆 11, 023㎡、

番号82番は、若柳地区の田10筆 11, 311㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号85番は、金成地区の田4筆 3, 080㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号87番は、金成地区の田2筆 4, 716㎡、

番号88番は、金成地区の田2筆 8, 291 m<sup>2</sup>、  
番号89番は、金成地区の田2筆 8, 011 m<sup>2</sup>、  
番号90番は、金成地区の田1筆 1, 059 m<sup>2</sup>、  
番号91番は、金成地区の田2筆 2, 064 m<sup>2</sup>、  
番号92番は、金成地区の田3筆 2, 574 m<sup>2</sup>、  
番号93番は、金成地区の田2筆 2, 534 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号94番は、金成地区の田2筆 1, 804 m<sup>2</sup>、  
番号95番は、金成地区の田2筆 2, 682 m<sup>2</sup>、  
番号96番は、金成地区の田3筆 3, 423 m<sup>2</sup>、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号97番は、金成地区の田10筆 4, 913 m<sup>2</sup>、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号98番は、志波姫地区の田1筆 440 m<sup>2</sup>、所有権移転売買である旨の1案件、  
番号99番は、志波姫地区の田1筆 1, 193 m<sup>2</sup>、  
番号100番は、志波姫地区の田1筆 5, 936 m<sup>2</sup>、  
番号101番は、志波姫地区の田31筆 46, 328 m<sup>2</sup>、  
番号102番は、志波姫地区の田2筆 4, 343 m<sup>2</sup>、  
番号103番は、志波姫地区の田2筆 4, 319 m<sup>2</sup>、  
番号104番は、志波姫地区の田5筆 4, 539 m<sup>2</sup>、  
番号105番は、志波姫地区の田8筆 20, 884 m<sup>2</sup>、  
番号106番は、志波姫地区の田5筆 4, 613 m<sup>2</sup>、  
番号107番は、志波姫地区の田5筆 2, 581 m<sup>2</sup>、  
番号108番は、志波姫地区の田11筆 12, 230 m<sup>2</sup>、  
番号109番は、志波姫地区の田7筆 7, 152 m<sup>2</sup>、  
番号110番は、志波姫地区の田4筆 7, 496 m<sup>2</sup>、  
番号111番は、志波姫地区の田2筆 3, 030 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の13案件、

番号112番は、志波姫地区の田3筆 766 m<sup>2</sup>、  
番号113番は、志波姫地区の田4筆 12, 144 m<sup>2</sup>、  
番号114番は、志波姫地区の田1筆 3, 636 m<sup>2</sup>、  
番号115番は、志波姫地区の田2筆 3, 933 m<sup>2</sup>、  
番号116番は、志波姫地区の田5筆 11, 092 m<sup>2</sup>、  
番号117番は、志波姫地区の田4筆 8, 831 m<sup>2</sup>、  
番号118番は、志波姫地区の田3筆 9, 016 m<sup>2</sup>、  
番号119番は、志波姫地区の田2筆 3, 170 m<sup>2</sup>、  
番号120番は、志波姫地区の田1筆 1, 043 m<sup>2</sup>、

番号121番は、志波姫地区の田1筆 1, 621㎡、  
番号122番は、志波姫地区の田2筆 4, 214㎡、  
番号123番は、志波姫地区の田2筆 3, 519㎡、  
番号124番は、志波姫地区の田3筆 5, 246㎡、  
番号125番は、志波姫地区の田3筆 4, 181㎡、  
番号126番は、志波姫地区の田3筆 5, 107㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定  
である旨の15案件、  
以上、56案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号127番から159番までの33案件、番号161番から168番  
までの8案件、番号170番から187番までの18案件、併せて59案件を審議しま  
す。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号127番は、栗駒地区の田4筆 3, 331㎡、  
番号128番は、栗駒地区の田3筆 2, 596㎡、畑1筆 169㎡、合計 2, 7  
65㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、  
番号129番は、栗駒地区の田1筆 216㎡、  
番号130番は、栗駒地区の田1筆 811㎡、  
番号131番は、栗駒地区の田5筆 7, 227㎡、  
番号132番は、栗駒地区の田7筆 21, 462㎡、  
番号133番は、栗駒地区の田3筆 5, 554㎡、  
番号134番は、栗駒地区の田1筆 1, 156㎡、  
番号135番は、栗駒地区の田7筆 26, 575㎡、  
番号136番は、栗駒地区の田2筆 1, 913㎡、  
番号137番は、栗駒地区の田2筆 1, 421㎡、  
番号138番は、栗駒地区の田1筆 2, 108㎡、  
番号139番は、栗駒地区の田1筆 2, 391㎡、

番号140番は、栗駒地区の田1筆 499 m<sup>2</sup>、  
番号141番は、栗駒地区の田1筆 633 m<sup>2</sup>、  
番号142番は、栗駒地区の田1筆 716 m<sup>2</sup>、  
番号143番は、栗駒地区の田3筆 3, 377 m<sup>2</sup>、  
番号144番は、栗駒地区の田5筆 6, 669 m<sup>2</sup>、  
番号145番は、栗駒地区の田13筆 13, 885 m<sup>2</sup>、  
番号146番は、栗駒地区の田2筆 2, 298 m<sup>2</sup>、  
番号147番は、栗駒地区の田1筆 765 m<sup>2</sup>、  
番号148番は、栗駒地区の田1筆 362 m<sup>2</sup>、  
番号149番は、栗駒地区の田1筆 867 m<sup>2</sup>、  
番号150番は、栗駒地区の田1筆 374 m<sup>2</sup>、  
番号151番は、栗駒地区の田4筆 9, 172 m<sup>2</sup>、  
番号152番は、栗駒地区の田1筆 4, 019 m<sup>2</sup>、  
番号153番は、栗駒地区の田1筆 2, 015 m<sup>2</sup>、  
番号154番は、栗駒地区の田1筆 8, 369 m<sup>2</sup>、  
番号155番は、栗駒地区の田1筆 3, 038 m<sup>2</sup>、  
番号156番は、栗駒地区の田1筆 2, 102 m<sup>2</sup>、  
番号157番は、栗駒地区の田1筆 1, 820 m<sup>2</sup>、  
番号158番は、栗駒地区の田1筆 1, 850 m<sup>2</sup>、  
番号159番は、栗駒地区の田1筆 2, 954 m<sup>2</sup>、  
番号161番は、栗駒地区の田5筆 7, 725 m<sup>2</sup>、  
番号162番は、栗駒地区の田3筆 9, 160 m<sup>2</sup>、  
番号163番は、栗駒地区の田1筆 372 m<sup>2</sup>、  
番号164番は、栗駒地区の田1筆 4, 090 m<sup>2</sup>、  
番号165番は、栗駒地区の田6筆 29, 308 m<sup>2</sup>、  
番号166番は、栗駒地区の田1筆 2, 280 m<sup>2</sup>、いずれも、新規の賃貸借権設定で  
ある旨の37案件、  
番号167番は、栗駒地区の田7筆 7, 750 m<sup>2</sup>、  
番号168番は、栗駒地区の田10筆 16, 803 m<sup>2</sup>、いずれも、新規及び更新の賃  
貸借権設定である旨の2案件、  
番号170番は、栗駒地区の田20筆 31, 622 m<sup>2</sup>、  
番号171番は、栗駒地区の田3筆 3, 037 m<sup>2</sup>、  
番号172番は、栗駒地区の田12筆 31, 749 m<sup>2</sup>、  
番号173番は、栗駒地区の田4筆 7, 341 m<sup>2</sup>、  
番号174番は、栗駒地区の田5筆 8, 813 m<sup>2</sup>、  
番号175番は、栗駒地区の田15筆 14, 368 m<sup>2</sup>、  
番号176番は、栗駒地区の田12筆 26, 970 m<sup>2</sup>、

番号177番は、栗駒地区の田21筆 22, 256㎡、  
番号178番は、栗駒地区の田4筆 1, 497㎡、  
番号179番は、栗駒地区の田3筆 5, 806㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の10案件、  
番号180番は、栗駒地区の田5筆 12, 611㎡、  
番号181番は、栗駒地区の田1筆 1, 258㎡、  
番号182番は、栗駒地区の田5筆 3, 417㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の3案件、  
番号183番は、鶯沢地区の田20筆 21, 363㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
番号184番は、鶯沢地区の田4筆 2, 215㎡、  
番号185番は、鶯沢地区の田8筆 14, 205㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、  
番号186番は、鶯沢地区の田1筆 1, 323㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、  
番号187番は、鶯沢地区の田4筆 4, 810㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
以上、59案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件、番号9番から73番までの65案件、番号75番の1案件、番号77番から82番までの6案件、番号85番の1案件、番号87番から159番までの73案件、番号161番から168番までの8案件、番号170番から187番までの18案件、併せて177案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から5番までの5案件、番号9番から73番までの65案件、番号75番の1案件、番号77番から82番までの6案件、番号85番の1案件、番号87番から159番までの73案件、番号161番から168番までの8案件、番号170番から187番までの18案件、併せて177案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

### 議長（会長）

日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号4番及び5番の2案件を審議します。

議席番号17番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

### 議長

暫時休憩します。（午後 3時09分）（17番 岩淵 弘 委員 退席）

### 議長

会議を再開します。（午後 3時09分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

初めに、配分計画の利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構となります。

第3区の番号4番は、農用地利用集積計画の番号182番関連案件で、栗駒地区の田15筆 3, 417㎡、

番号5番は、同計画の番号187番関連案件で、栗駒地区の田4筆 4, 810㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号4番及び5番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号4番及び5番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

#### 議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩淵 弘 委員の入場を許可します。

#### 議長

暫時休憩します。(午後 3時11分)

#### 議長

会議を再開します。(午後 3時11分)

次に、第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第2区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号97番関連案件で、金成地区の田10筆 4, 913㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の、1案件を説明。

#### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番及び3番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号2番は、農用地利用集積計画の番号180番関連案件で、栗駒地区の田5筆 12, 611㎡、

番号3番は、同計画の番号181番関連案件で、栗駒地区の田1筆 1, 258㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

#### 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

#### 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

#### 議長

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 411㎡、願出地は、先代である父が昭和59年ごろに居宅を建築し、さらに物置を設置して現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、瀬峰地区の田1筆 106㎡、願出地は、平成10年ごろに地域のごみ集

積場として利用したい旨の要望に応じ、ごみ集積場として利用し、現在に至っているものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、  
以上、2案件を説明。

#### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

#### 鈴木 孝夫 推進委員

議案第6号 非農地証明願について、去る3月19日に現地を確認してきました。  
番号1番の案件の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、現地を確認しますと、現況写真でもわかるように居宅及び物置、駐車場となっており、もう既に30年も経過しておりますので、致し方ないものと、  
番号2番も、詳細については事務局から説明があったとおりであり、現地を見ますと、現地写真でもわかるように、狭い三角地にごみ集積場と駐車場1台分のスペースとなっておりますので、特に問題はないものと見てまいりました。  
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

#### 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号3番の1案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の田1筆 903㎡、願出地は、先代が平成5年ごろに隣地の事業所の駐車場として貸し、利用されていたものであるが、隣地の事業所の倒産によりそのまま放置状態で、現在に至っているものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

#### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、小野 大介 推進委員から報告願います。

### 小野 大介 推進委員

非農地証明願について、去る3月23日に現地確認してまいりました。  
詳細については、事務局から説明があったとおりであり、石越境のパチンコ屋の駐車場として利用されてきたものであり、現在は、倒産し営業はされていないものの、アスファルト舗装の駐車場がそのまま残っていることから、農地への復元は難しいものと見てまいりました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

### 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号4番の1案件を審議します。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号4番は、鶯沢地区の畑1筆 224㎡、願出地は、昭和60年ごろに先代が耕作をやめ、その後山林化してしまい、現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

### 議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

### 芳賀 博秋 推進委員

番号4番の非農地証明願について、資料の航空写真や現況写真でもわかるように、竹林となって、周りの山林と同化している状況でありました。畑も30年間手をかけないと、このような状況になるということを再確認し、環境保全の大切さが身にしみてまいりました。このことから、農地への復元は難しいと見てまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

## 議長

日程第14、議案第7号 令和2年度栗原市農業委員会事業計画について、を議題とし審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

農業委員会においては、果敢に農地利用の最適化に取り組み、「農地所有者の意向把握」と「地域での話し合い」を重点化・明確化しながら、地域活動に積極的に取り組むことを基本方針とし、「①農業委員会の円滑な運営と活動展開」、「②総会の円滑な運営」、「③農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区担当活動の充実」、「④地域農業者、農業団体との連携強化」、「⑤農地確保・有効利用」、「⑥農業者年金の加入促進」、「⑦情報提供活動」、「⑧女性農業委員活動」等の事業計画について説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

## 議長

はい、1番 三浦 正勝 委員。

### 1番 三浦 正勝 委員

説明の中では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携しながら事業に取り組むということであるが、文書表現の中には、農業委員が中心となっているところもあるので、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携しと、また、女性農業委員活動等についても、女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員で農業委員会女性委員会が組織されているので、その辺の文書表現を訂正したらいいのではないかと思います。

## 議長

はい、事務局説明。

## 事務局

今の内容については、お話があったとおり修正することにいたしたいと思いますので、修正後の内容で審議をお願いします。

## 議長

事務局から修正がありましたので、修正の内容で審議します。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、令和2年度栗原市農業委員会事業計画について、一部修正し、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第7号、令和2年度栗原市農業委員会事業計画については、一部修正し、原案のとおり決定いたしました。

## 議長（会長）

日程第15、議案第8号 栗原農業振興地域整備計画の見直しについて、を議題とし審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

今回の栗原農業振興地域整備計画の見直しについては、現行の計画が平成21年12月に策定され、10年を経過することから、農業振興地域の整備に関する法律に基づく、見直しを行うものであり、基本的には、優良農地の保全を図るための農業上の土地利用計画を定めるものであること。

主な見直し内容については、先の連携会議でも説明したとおり、農振農用地とすべき土地については、集団的に存在する農用地や土地改良事業の区域内にある農地、基盤整備事業が計画されている農地などを、農振農用地として指定していること。

また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などに取り組んでいる交付対象農地については、農振農用地であることが前提となることから、農振農用地にしていること。

今回、農振農用地に指定しないとする農地は、集落に介在する農地、山林内に介在する小規模な農地や耕作放棄地、採草放牧地や混牧隣地は、現況が山林のままとなっている土地等について、指定を行わないこととしていること。

なお、詳細については、別添の栗原農業振興地域整備計画書（案）のとおりであることなどを説明。

## 議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 栗原農業振興地域整備計画の見直しについては、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第8号 栗原農業振興地域整備計画の見直しについては、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決しました。

### 議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第3回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 時 分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員